

第 6235 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月 9日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 青色事業専従者給与の届出

Q : 個人でパン屋を始めました。妻を専従者にして給与を支給しようと思っています。何か手続きが要りますか？

A : 青色事業専従者給与に関する届出書を提出しなければなりません。

【解説】

青色申告者が、事業に専ら従事している生計を一にする親族(15歳未満の人は除かれます)に給与を支給する場合は、支払う給与についてあらかじめ所轄の税務署長に届け出をしておかなければなりません。

この届出を「青色専従者給与に関する届出書」といい、適用を受ける場合には、その適用を受けようとする年の3月15日(その年の1月16日以後に開業した人や新たに専従者がいることとなった人は、その開業の日や専従者がいることとなった日から2か月以内)までにこの届出書を提出しなければならないことになっています。

届出のない場合は、原則としてその給与は必要経費に算入することができません。

また、青色事業専従者に対する給与は、労務の適正な対価としてあらかじめ届け出た金額の範囲内で、現実に支給したものでなければなりません。適正かどうかは、次の基準を総合して判断されることになります。

- ① 労務に従事した期間、職務の内容及び時間
- ② 他の従業員に対する給与の状況及びその事業と同種同規模の事業に従事する従業員の給与の状況
- ③ 事業の規模及び収益の状況

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

